

宮崎市防災士活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、防災士の資格取得を支援することにより、地域防災の担い手を養成し、もって地域防災力の向上を推進することを目的として実施する、宮崎市防災士活動支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、宮崎市補助金等交付規則(昭和50年規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱について「防災士」とは、地域社会の様々な場において減災及び地域防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識、知識及び技能を有するものとして、特定非営利活動法人日本防災士機構の認証登録を受けた者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した研修機関が実施する防災士養成研修を受講した者であって、防災士となった者
- (2) 宮崎市に住所を有する者であり、防災士の資格取得後、地域の防災リーダーとして地域の自主防災組織等で活動する意思のある者
- (3) 本市の定める地域における活動実践に必ず参加することを誓約した者
- (4) 地域活動団体等が地域の防災リーダーとして推薦している者
- (5) 防災士の資格取得に関し他の助成制度による支援を受けていない者又は受ける予定でない者
- (6) 市税の滞納がない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 日本防災士機構が実施する「防災士資格取得試験」の受験料
- (2) 日本防災士機構の防災士資格認証登録料

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 補助対象者で補助金の交付を受けようとする者は、防災士認証登録を受けた日から1年以内に、補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類等を市長に提出するものとする。ただし、防災士の資格を取得しようとする者が未成年の場合にあっては、その保護者

(法定代理人)による申請とする。

- (1) 地域の防災リーダーとして活動する旨の誓約書(様式第2号)
- (2) 地域活動団体等が地域防災リーダーとして推薦した推薦書(様式第3号)
- (3) 宮崎市暴力団排除条例に基づく誓約書兼同意書(様式第4号)
- (4) 補助金対象経費の支払を証する書類(原本または写し)
- (5) 防災士認証状又は防災士証の写し
- (6) 保護者(法定代理人)であることを証する書類

(暴力団の排除)

第6条 市長は、宮崎市暴力団排除条例(平成23年宮崎市条例第47号。以下「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助対象者が暴排条例第2条第3号に規定する暴力団関係者(以下、「暴力団関係者」という。)に該当する時は、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

3 市長は、補助対象者が暴力団関係者に該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付の決定及び交付額の確定等)

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、適当と認めるものについて、補助金交付決定兼確定通知書(様式第5号)(以下「確定通知書」という。)により補助金の交付申請をした者(以下「補助申請者」という。)にその旨を通知するものとする。

2 市長は、第1項の審査等の結果、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、補助金の不交付を決定するとともに、補助金不交付決定通知書(様式第6号)により補助申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 確定通知書を受けた補助申請者(以下「補助確定者」という。)は、補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助確定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定及び交付額の確定を取り消し又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助確定者が、補助金の交付を受けた後、第3条第5号に規定する他の助成制度による

財政的支援を受けた場合。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 宮崎市防災士養成事業実施要綱(平成25年6月17日制定)は廃止する。なお、要綱の廃止の際、現に交付決定がなされているものについては、なお従前の例による。